



2024年6月17日

各 位

会 社 名 株式会社サンオータス  
代表者名 代表取締役社長 北野 俊  
(コード番号：7623 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役管理本部長 久米 健夫  
TEL045-473-1211 (代表)

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年6月17日開催の当社取締役会において、2024年7月25日開催予定の当社第73期臨時株主総会（以下、「本株主総会」という。）で承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定および機動的な業務執行を行うことを目的として、監査等委員会設置会社に移行するものです。

##### (2) 移行の時期

本株主総会において、本移行に係る定款変更が承認された場合、同日付で監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 取締役の報酬額の改定について

##### (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の改定

当社の取締役の報酬額は、1992年3月23日開催の臨時株主総会において年額120百万円以内と決議され、現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴いこれを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、同業他社等の報酬水準および昨今の経済情勢等を勘案し、同額の年額120百万円以内と定める予定です。

##### (2) 監査等委員である取締役の報酬額の設定

監査等委員会設置会社への移行に伴い新たに監査等委員である取締役の報酬額を、同業他社等の報酬水準および昨今の経済情勢等を勘案し、年額50百万円以内と定める予定です。

#### 3. 定款一部変更について

##### 変更の内容

監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役の員数の変更、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものとしたします。

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって選定し、公告する。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、公告する。</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款に定めるもののほか、<u>取締役会の定める株式取扱規程</u>による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款に定めるもののほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程</u>による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>② 前項にかかわらず、必要があるときは、<u>取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする</u>ことができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>② 前項にかかわらず、必要があるときは、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役があらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする</u>ことができる。</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>② <u>当会社の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u> 終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議により、<u>これを選定する。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>監査等委員である取締役を除き、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u> 終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終年度のものに関する定時株主総会</u> 終結の時までとする。</p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から選定する。</u></p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役社長1名を選定し、必要に応じ、取締役会長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じ、取締役会長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに、各取締役及び各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の収集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに、各取締役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第27条 本社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその<del>他</del>法令で定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその<del>他</del>法令で定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(取締役の報酬)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、これを定める。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>	<p>(取締役会の報酬)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役と区別して株主総会の決議によって、これを定める。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第33条 (条文省略)</p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p><u>(監査役会の決議)</u></p> <p>第37条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第41条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p>第44条 (現行どおり)</p>	<p>第5章 会計監査人</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第6章 監査等委員会</u> (監査等委員会の設置)</p> <p><u>第36条 当社は監査等委員会を置く。</u> (常勤の監査等委員)</p> <p><u>第37条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第38条 監査等委員会を招集するには、会日の4日前までに、各監査等委員にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ない時は、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> (監査等委員会規程)</p> <p><u>第39条 監査等委員会に関する事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第46条 (現行どおり)</p> <p>第47条 (現行どおり)</p> <p>第48条 (現行どおり)</p> <p>第49条 (現行どおり)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第40条 (現行どおり)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>4. <u>2024年7月開催の第73期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</u></p> <p>5. <u>2024年7月開催の第73期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>

以上